

個人番号に係る届出書 兼 告知書 (投資信託用)

※必須

			-									
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

■ パワーフレックス口座番号 ■

株式会社 新生銀行 御中

私は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第14条第1項に基づく貴行による個人番号の提供の求めに対し、私名義の個人番号を、本書とあわせて提出する個人番号カードまたは通知カードの写し等の貴行所定の書類を添えて提供いたします。また、「告知に関わる条文について」および下記の「関連する帳票」欄に記載された帳票に記載された法令等に従い、当該個人番号その他の告知・届出事項を告知または届け出ます。なお、私は、本書の提出にあたり、「個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて」を確認いたしました。

● 枠内のご記入をお願いいたします。

当行へのお届け済みの住所・氏名と、現在の住所・氏名とが異なる場合は、こちらの帳票ではお手続きできません。住所・氏名変更の手続き後に再度お申込みください。

お届出日	※必須	年	月	日
------	-----	---	---	---

お名前	※必須	自	署
-----	-----	---	---

生年月日	※必須	大正	昭和	平成	西暦	年	月	日
------	-----	----	----	----	----	---	---	---

現住所	※必須	〒	-	都道	府県
-----	-----	---	---	----	----

個人番号	※必須																		
------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※提供する個人番号は、本書とあわせて提出する個人番号カードまたは通知カードの写し等に記載されている「個人番号」の通りです。

※本書は「関連する帳票」欄に記載された帳票のうち、本書と同日付の帳票に対する「別紙」となります。同欄に帳票の記載がない場合は、本書単独で、届出書兼告知書とします。

関連する帳票

<input type="radio"/>	届出事項変更届(兼 特定口座異動届出書 兼 非課税口座異動届出書)	10480 (枝番)
-----------------------	-----------------------------------	---------------

《銀行処理欄》

受付日 _____

番号確認	身元確認	承認	イメージ
投信	01	承認	登録
外送	05	承認	登録

確認書類

- 個人番号カード
- 通知カード + 身元確認書類
- 住民票の写し + 身元確認書類
・身元確認書類名称：運転免許証 ・ パスポート ・ 在留カード
その他 ()
・書類番号 ()

(法定代理人の場合の追加確認書類：2点ともに必要)

法定代理人区分 (親権者・未成年後見人
成年後見人・補助人・保佐人・任意後見人)

- 代理権確認書類(戸籍謄本、登記事項証明書)、その他(名称:)
 代理人の身元確認書類(名称: 番号)

H

「告知に関わる条文について」

【投資信託関連】

投資信託総合口座(2015年12月31日までに投資信託総合口座を開設済みのお客さま)

以下の規定により、個人番号を告知いたします。

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項
株式等の譲渡の対価の受領者	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項

特定口座(2015年12月31日までに特定口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知いたします。

非課税口座(2015年12月31日までに非課税口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

【国外送金等関連】

2015年12月31日までにパワーフレックス口座を開設済みのお客さま

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条第2項により、引き続き2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等にかかる法律第2条第6号に定める本人口座とするため、個人番号を告知いたします。

なお、2016年1月1日以降にパワーフレックス口座を開設されたお客さまにつきましては、個人番号に係る届出書兼告知書のご提出により、お客さまのパワーフレックス口座が、2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等にかかる法律第2条第6号に定める本人口座となります。

個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて

個人のお客さま各位

株式会社 新生銀行

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律57号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、収集したお客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」という。)を、下記業務に関し、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、個人番号については、法令で定められた利用目的に限り利用いたします。また、当行は、ご本人さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、お客さまに各種アンケート等へ回答していただく場合は、アンケートの集計のためのみ利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- その他当行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

利用目的

I. 個人情報の利用目的

個人情報等のうち個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. 当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
- ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ・契約(当行とお客さまとの間の契約および当行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
- ・提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・その他、当行がご提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

II. 個人番号の利用目的

個人情報等のうち個人番号および個人番号を含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

1. お客さまに係る以下の個人番号関係事務のため

- ・金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務
- ・金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ・生命保険契約等に関する法定書類作成事務
- ・損害保険契約等に関する法定書類作成事務
- ・信託取引に関する法定書類作成事務
- ・金地金等取引に関する法定書類作成事務
- ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ・財形制度等の運用に関する事務
- ・教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
- ・結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務
- ・金融商品取引に関する振替機関等への提供事務
- ・租税条約に関する届出書の受付事務

2. その他個人に係る以下の個人番号関係事務のため

- ・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- ・不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務
- ・非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書作成事務
- ・非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書作成事務
- ・非居住者等に支払われる機械等の支払調書作成事務
- ・非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書作成事務
- ・非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書作成事務

3. その他法令上許容される範囲で当行に関連する業務に利用するため

4. 企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報等を取り扱う場合は、それぞれの委託契約の内容等に基づき、各受託業務を遂行するためにそれらの個人番号を必要な範囲に限定して利用いたします。

＜お客さまの個人番号が変更された場合の届出のお願い＞

お客さまの個人番号が変更された場合は、直ちにお取引のある営業窓口または「新生パワーコール(0120-456-007、受付時間:24時間365日)」までお届けください。

機微(センシティブ)情報について

銀行法施行規則等により、機微(センシティブ)情報(人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報)は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

保険商品の募集にあたって

保険商品の募集にあたって、前記の利用目的以外に下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ・保険会社から委託を受けた業務を適切に遂行するため

住宅ローンのお取引にあたって

住宅ローンのお取引にあたって、前記の利用目的以外に下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ・与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・団体信用生命保険のお申込に際して事務手続きに必要な範囲で引受保険会社に対して第三者提供するため
- ・火災保険のお申込に際して保険会社から委託を受けた業務を適切に遂行するため

また、銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

当行は、与信事業に際して下記に記載する個人信用情報機関に対し、当該機関の会員資格規定にもとづき適切な業務の遂行に必要な範囲で情報を提供いたします。

- 全国銀行個人信用情報センター(以下「KSC」という)
TEL:03-3214-5020
ホームページ:<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
- 株式会社日本信用情報機構(以下JICCという)
TEL:0120-441-481
ホームページ:<http://www.jicc.co.jp>

なお、KSCならびにJICCに提供された情報は、同機関と提携する下記の個人信用情報機関により利用される場合があります。

- 株式会社シー・アイ・シー
TEL:0120-810-414
ホームページ:<http://www.cic.co.jp>

新生アメリカン・エクスプレスカードをご利用のお客さまへ

当行は、新生アメリカン・エクスプレスカードのお申込にあたって知りえたお客様の個人情報について、下記項目を下記利用目的の達成に必要な範囲でアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.と共同利用しております。詳細につきましては、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.のホームページをご覧ください。

共同利用する項目

カード会員の属性情報(カード申込書等に記入された氏名、住所、生年月日、電話番号等)、引落口座情報、カード利用情報

利用目的

カードの募集、発行、維持、基本的・付帯サービスの提供、および営業案内等のマーケティング活動のため

- ・共同利用する個人情報の管理について第一次的な責任を有する者
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.

- アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.
メンバーシップ・サービス・センター:0120-020-120
ホームページ:<http://www.americanexpress.com/japan>

「告知に関わる条文について」

【投資信託関連】

投資信託総合口座(2015年12月31日までに投資信託総合口座を開設済みのお客さま)

以下の規定により、個人番号を告知いたします。

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項
株式等の譲渡の対価の受領者	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項

特定口座(2015年12月31日までに特定口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知いたします。

非課税口座(2015年12月31日までに非課税口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

【国外送金等関連】

2015年12月31日までにパワーフレックス口座を開設済みのお客さま

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条第2項により、引き続き2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等にかかる法律第2条第6号に定める本人口座とするため、個人番号を告知いたします。

なお、2016年1月1日以降にパワーフレックス口座を開設されたお客さまにつきましては、個人番号に係る届出書兼告知書のご提出により、お客さまのパワーフレックス口座が、2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等にかかる法律第2条第6号に定める本人口座となります。